

事業 者 様

鳥取労働局登録教習機関
(一社)鳥取県労働基準協会

令和8年度「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」 (鳥労登教第105号)の開催について

標記の技能講習を下記の日程により開催致しますので、ご案内申し上げます。

(交替制又は出張及び休暇などの場合には代替者が必要です。)

労働安全衛生法施行令・特定化学物質障害予防規則が改正され、金属をアーク溶接する作業等において、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれが明らかになった溶接ヒューム等へのばく露を防止する措置の実施が必要となり、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任することが令和4年4月1日より義務付けられました。

この度、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業(下記参照)に係るものに限定した技能講習「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設され、金属アーク溶接等作業を行う際、この講習の修了者から作業主任者を選任することができるよう改正が行われました。

なお、金属アーク溶接等作業を行うに当たり、引き続き「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任することができます。

また、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者は、この講習を受講する必要はありませんので、重複して受講しないようご注意ください。

金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶接し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。)

記

1. 受講定員 60 名 ※ 定員になり次第締切りますので、HP等で確認ください。

2. 講習日及び会場

講 習 日	会 場
令和 9 年 1 月 6 日 (水)	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根529-2)

3. 講習日程

第1日	8:30 ~ 8:50	受付
	8:50 ~ 9:00	事務局説明
	9:00 ~ 17:15	関係法令(1H) 作業環境の改善方法に関する知識(2H) 保護具に関する知識(2H) 健康障害とその防止措置に関する知識(1H) 学科修了試験(1H) (昼食・休憩時間を含む)

4. 受講料について

受講料	テキスト代	合計
11,000円	1,870円	12,870円 (税込10%)

(1) 受講料の支払方法

・銀行振込 (振込済の写しを添付 ATM・インターネットバンキング可) **振込手数料は振込人負担**

【振込先】 鳥取銀行/鳥取支店 普通預金 No. 0273223
シャ) トトリケンロウトウキジュンキョウカイ
一般社団法人 鳥取県労働基準協会

・現金書留 (申込書と現金を同封) 送付先は下記の住所 当協会へ

5. 受講申込み手続き

(1) HPより申込書をダウンロードして記入し、受講料を納入し郵送してください。

(2) 写真 (縦 3.0cm × 横 2.4cm) が2枚必要になります。
申込書の右上の欄に糊付けしてください。(修了証用の写真は後ではがしますので軽く貼付)

6. 受講申込み後の受講取消について

学科講習の1週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料は返金しませんのでご注意ください。

7. 受講票について

受講申込者には、講習日の1週間前に「受講票」を郵送しますので、受講当日は必ず持参して講習開始10分前までに受付を済ませてください。

※ 学科修了試験を実施しますので、筆記用具を携行してください。

8. 助成金について

人材開発支援助成金(建設労働技能者実習コース)の対象講習です。
詳細については、鳥取労働局職業安定課 (Tel 0857-29-1707) にお問い合わせください。

9. インボイス制度について

ご希望があれば 請求書又は領収証を発行致しますので、申込書送付時等にお知らせください。

10. 郵送先及び問い合わせ先

〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17
一般社団法人 鳥取県労働基準協会
登録番号 T5270005000526
TEL 0857-52-7300 FAX 0857-52-7311